

～ 夕暮れ時の早めのライト点灯運動 ～

夕暮れどきは安全に！

《警察本部交通企画課》

1日のうちで、最も見えにくくなるのは夕暮れどきです。

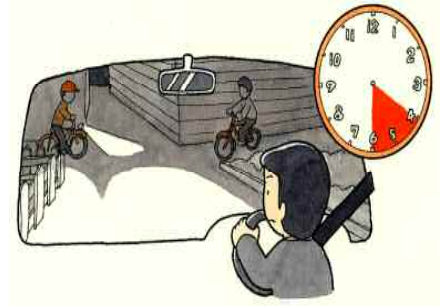
人間の目は、周囲の暗さに応じて徐々に慣れていきますが、夕暮れどきは急激に暗くなるため順応できず、視認性が低下します。

また、1日の疲れが出てくる時間帯ですので、注意が散漫になり、歩行者や自転車を見落とし、交通事故が多発することが懸念されます。

このような危険性を回避するためには、早めにライトを点灯することが効果的です。

「夕暮れ時の早めのライト点灯運動」は
歩行者等への視認性の向上
歩行者等から車両の早期発見
安全運転への動機付け(交通安全意識の高揚)

などの効果を狙ったものです。



ライト点灯推奨時間

期 間	点 灯 時 間
4 月 から 9 月 まで	午 後 5 時
10 月 から 3 月 まで	午 後 4 時

日の入り時間	9月1日	18:26	11月1日	17:06
	10月1日	17:44	12月1日	16:49

《運転手の皆さん！》

「さっきまで明るかったのに、もう暗くなって物が見えにくくなっている。」という経験をお持ちの方は多いと思いますが、少しでも物が見にくいと感じたら、迷わず前照灯を点灯しましょう。

前照灯は、夜間、自分の進路を照らすだけでなく、自分の存在を他の車のドライバーや歩行者にアピールする役目も持っています。夕暮れどきは、早めに前照灯を点灯する習慣をつけましょう。

《歩行者・自転車の皆さん！》

自分からは車が見えていても運転者からは思ったほど見えていません。まして黒っぽい服装ともなればほとんど目立ちません。出掛けるときは、できるだけ明るい服装や夜光反射材を身につけるなどして、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。

また、自転車のライトも早めに点灯しましょう。

知っていますか！ 日没後は点灯義務があることを

【根 拠】	道路交通法（昭和35年法律第105号）第52条
【内 容】	夜間（日没時から日出時までの時間）、道路を通行するときは、前照灯、車幅灯、尾灯などを点灯しなければなりません。 昼間でも、トンネルの中や濃い霧の中などで50m（高速道路では200m）先が見えないような場所を通行するときも同じです。
【違反点数】	1点
【反則金】	大型7千円・普通6千円・自動二輪6千円・原付5千円
【罰 金】	5万円以下の罰金

自車を知らせるライト点灯 (積極的にライトを使いましょう)

ヘッドライトは、夜間など暗くなったときに前方を照らすことが主な目的ですが、それ以外に合図として自車の存在を目立たせることができます。
雨降り時でもにライトを使えば、相手に自分の存在を知らせることができます。

ライト点灯なし



日没30分前



日没時

ライト点灯



日没30分前



日没時